

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第11回（H29.10.6）	資料1

居宅介護に係る報酬・基準について 《論点等》

居宅介護の概要

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
245単位(30分)～804単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に80単位加算

家事援助中心
101単位(30分)～
264単位(1.5時間)
1.5時間以降、15分を増す毎に
34単位加算

通院等介助(身体介護なし)
101単位(30分)～
264単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に
67単位加算

通院等乗降介助
1回97単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

19,653 (国保連平成29年4月実績)

○ 利用者数

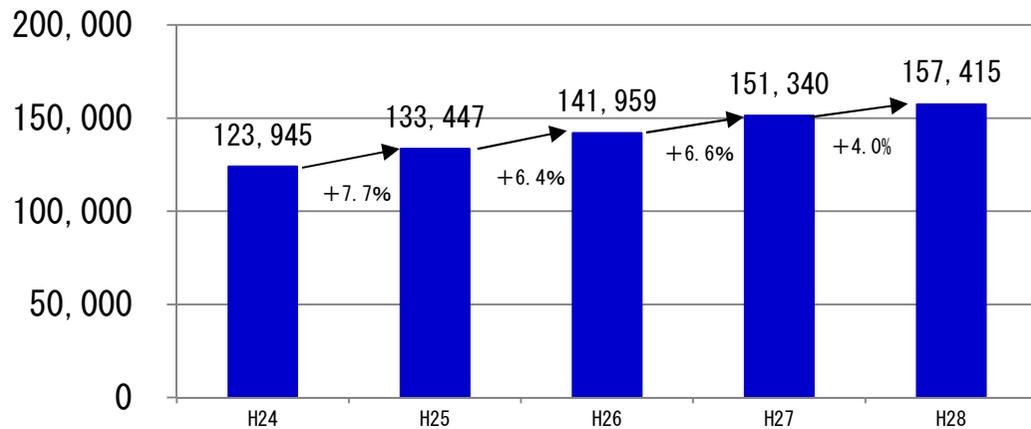
169,155 (国保連平成29年4月実績)

居宅介護の現状

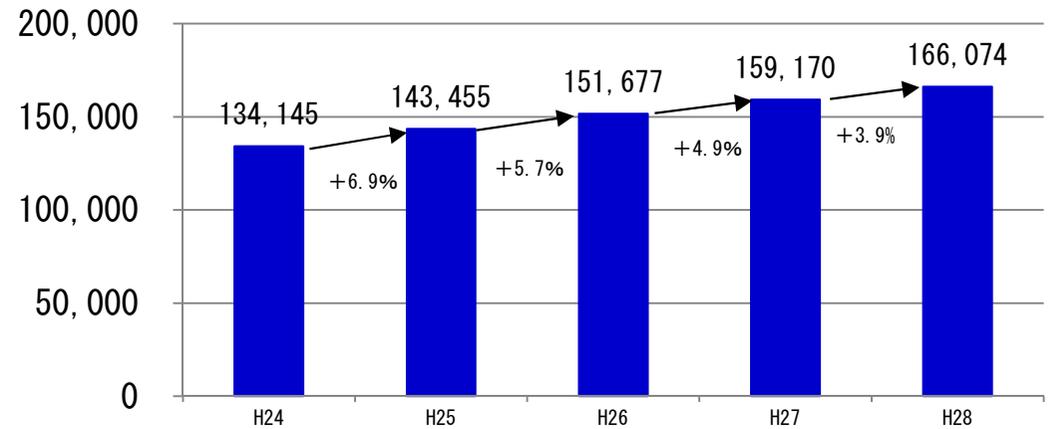
【居宅介護の現状】

- 居宅介護の平成28年度費用額は約1,574億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約7.2%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については毎年度増加している。一人当たり費用額の推移については平成27年度まで毎年度増加しており、平成28年度は減少した。

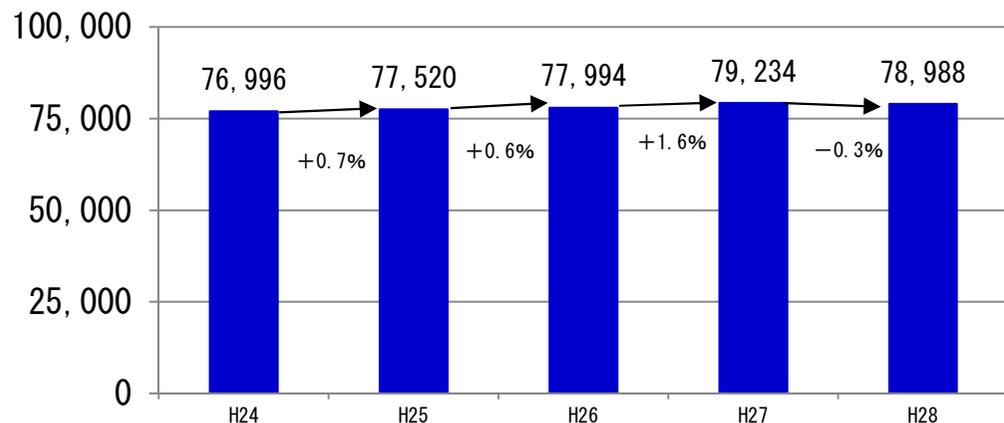
総費用額の推移（百万円）



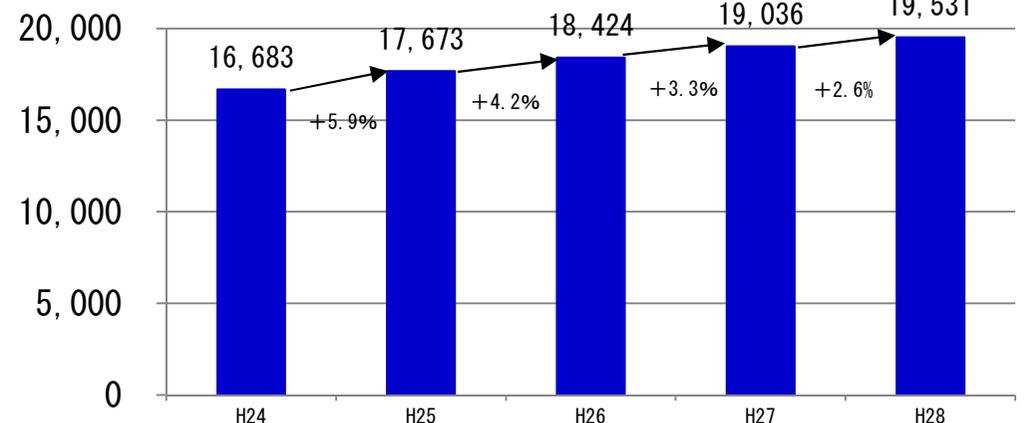
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○家事援助の報酬基準の引き上げ、特に軽度者の家事援助の報酬基準を引き下げない。	きょうされん
2	○短時間サービスが主である居宅介護サービスにおいて、サービス提供を確保し、持続可能とするためにはサービス提供者の人員確保は不可欠である。そのような状況を踏まえ、労働形態に則した、早朝・夜間及び土日祝祭日居宅介護給付費の引き上げを求める。	全国地域生活支援ネットワーク
3	○重度訪問介護は障害支援区分4以上で重度訪問介護員の資格持っているものができるが、区分3以下の居宅介護はその資格ではできないことになっている。重度訪問介護員の資格でも居宅介護を行うことができるようにして介護スタッフの充足を図るべき。	日本筋ジストロフィー協会
4	○居宅介護にも、児童発達支援や放課後等デイと並びを取った、重症心身障害や医療的ケアを受け入れた際の加算を設定すべき。	全国手をつなぐ育成会連合会 他 (同旨:日本医師会)
5	○65歳問題を解決し、当事者の希望で障害福祉サービスの「居宅介護」が受けられるようにすべき。	日本盲人会連合

居宅介護に係る報酬・基準について

居宅介護に係る論点

論点 訪問介護の見直しに伴う家事援助等の見直しについて

【論点】 訪問介護の見直しに伴う家事援助等の見直しについて①

現状・課題

- 居宅介護は、介護保険における訪問介護に相当するサービスであることから、これまでの報酬改定では、基本的には介護報酬改定における訪問介護の議論を踏まえ、改定を行ってきた。
- 「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)では、軽度者への生活援助を地域支援事業に移行することについて、「まずは、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うことが適当」と報告されている。併せて、生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準等については、平成30年度介護報酬改定の際に改めて検討を行うことが適当とされている。
- また、「経済・財政再生計画改革行程表2016改訂版」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)において、「生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応」とされており、介護給付費分科会において、議論が行われている。
- このほか、訪問介護では、介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者になっている場合や、訪問介護事業所と同一建物に居住する者にサービスを提供した場合等に報酬を減算することとしているが、居宅介護には、このような取り扱いは無い。
- 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、以下の意見・要望があった。
 - ・ 家事援助の報酬基準の引き上げ、特に軽度者の家事援助の報酬基準を引き下げない。(きょうされん)

【論点】 訪問介護の見直しに伴う家事援助等の見直しについて②

論 点

- 介護保険の訪問介護の現在の運用や、その見直しを踏まえ、居宅介護の見直しについてどう考えるか。
- 居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となることができる取り扱いの見直しや、居宅介護事業所と同一建物の利用者にサービスを提供した場合等の減算について、訪問介護の検討状況を踏まえ検討してはどうか。
- 介護人材の不足については障害福祉分野についても同様であることから、人材の専門性などに応じた人材の有効活用の観点から、訪問介護における議論や、障害の特性等を踏まえた上で、家事援助を中心に居宅介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について検討してはどうか。

訪問介護の概要①

定義

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

訪問介護のサービス類型

「訪問介護」は、その行為の内容に応じ、次の3類型に区分される。

- ① 身体介護 >> 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等
 （例：入浴介助、排せつ介助、食事介助 等）

- ② 生活援助 >> 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス
 （例：調理、洗濯、掃除 等）

- ③ 通院等乗降介助 >> 通院等のための乗車又は降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）

訪問介護の概要②

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

訪問介護の基準

必要となる人員・設備等

○訪問介護サービスを提供するために必要な職員は次のとおり

訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上
サービス提供責任者 (※)	<p>介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧1級課程修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修課程修了者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等のうち、利用者の数40人に対して1人以上 (原則として常勤専従の者であるが一部常勤職員でも可。) ・以下の要件を全て満たす場合には、利用者50人につき1人 ・常勤のサービス提供責任者を3人以上配置 ・サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置 ・サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合 <p>※介護職員初任者研修課程修了者(旧2級課程修了者)のサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数を30%減算。</p>
<p>※サービス提供責任者の業務</p> <p>①訪問介護計画の作成②利用申込みの調整③利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握④居宅介護支援事業者との連携(サービス担当者会議出席等)⑤訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達⑥訪問介護員の業務の実施状況の把握⑦訪問介護員の業務管理⑧訪問介護員に対する研修、技術指導等</p>	
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの

○訪問介護事業所の設備及び備品等は次のとおり

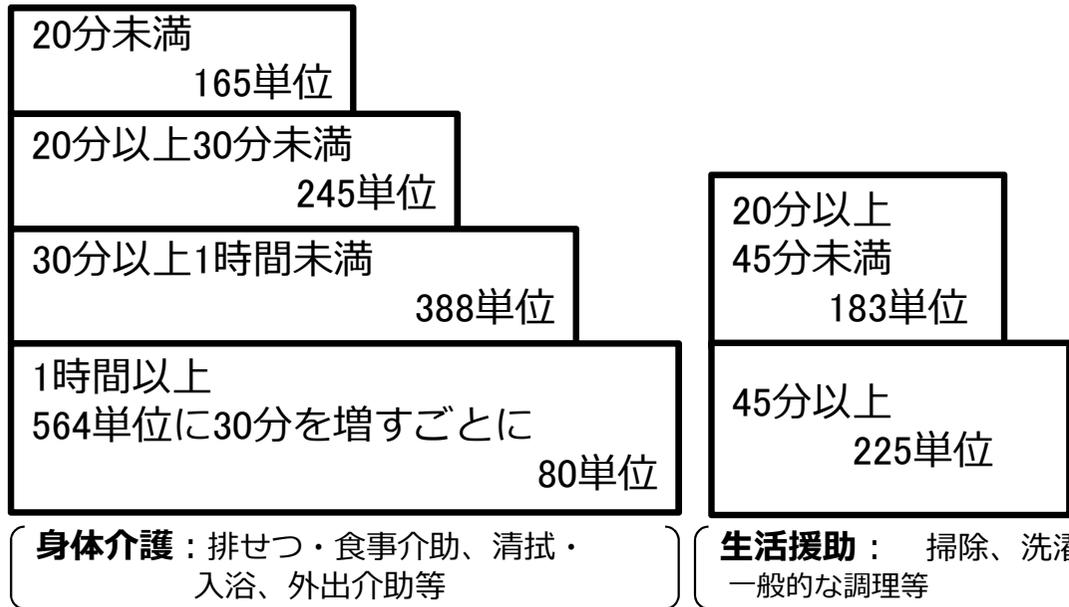
- ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(利用申込の受付、相談等に対応できるもの)を有していること
- ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品を備え付けていること

訪問介護の報酬

指定訪問介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

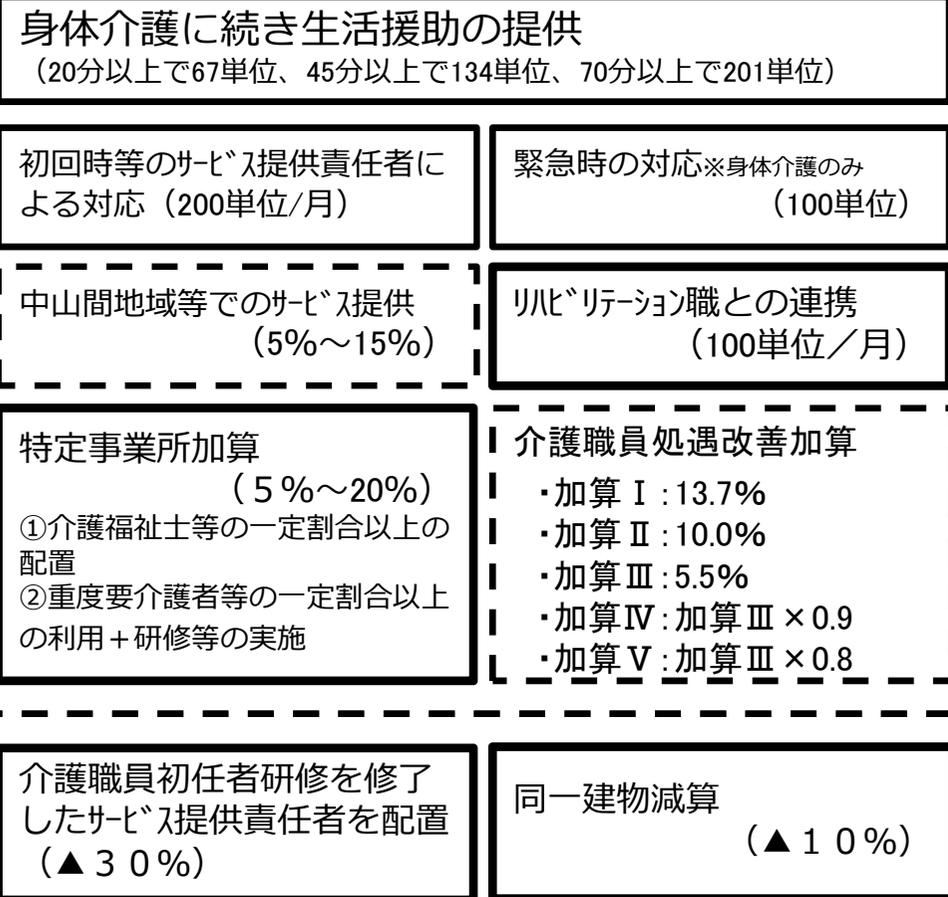
※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費



通院等乗降介助 97単位

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

現状・課題

(生活援助中心型における人員基準の緩和と報酬設定等)

- 要介護度別に訪問介護の利用者一人一月当たりの生活援助（身体介護と組み合わせて提供される場合を含む）の平均利用時間をみると、要介護度の軽重に関わらず生活援助が利用されている実態がうかがえる。
- 介護サービスを提供する人材不足が緊喫の課題である中で、特に、訪問介護員の平均年齢は他の介護関係職種と比較しても高く、60歳以上の構成割合が3割を超えているという調査結果もあることから、介護人材の専門性などに応じた有効活用の観点も踏まえた対応を検討する必要がある。
- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）において、「体力的な都合等で身体介護は難しいが生活援助ならできるといふ介護人材も存在し、その人材の活用を図るべきとの意見や、生活援助の人員基準の緩和を行い、介護専門職と生活援助を中心に実施する人材の役割分担を図ることが重要であるとの意見、制度の持続可能性の確保という観点からの検討が必要であるとの意見があった一方で、生活援助の人員基準を緩和すれば、サービスの質の低下が懸念されることや、介護報酬の引き下げにより、介護人材の処遇が悪化し、人材確保がより困難になり、サービスの安定的な供給ができなくなる可能性があるとの意見や、地域によっては生活援助を中心にサービス提供を行う訪問介護事業者の退出につながり、サービスの利用が困難になることが懸念されるため、慎重に議論すべきとの意見もあり、平成30年度介護報酬改定の際に改めて検討を行うことが適当」とされている。
また、「経済・財政再生計画改革工程表 2016改定版」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）において、「生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応」とされている。【参考資料P38・39】

現状・課題

(生活援助中心型における人員基準の緩和と報酬設定等(続き))

- 平成29年6月27日に財務省が公表した平成29年度予算執行調査においては、「生活援助」のみの利用状況(平成28年9月)について、1人当たりの平均利用回数は月9回程度となっているが、月31回以上の利用者が6,626人にのぼり、中には月100回を超えて利用されているケースも認められ、「一定の間隔を空ければ1日に複数回所定の報酬を算定可能な現行の報酬体系は、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題を抱えていることから、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とのバランスも踏まえ、例えば、1日に算定可能な報酬の上限設定など、「身体介護」も含めて訪問介護の報酬の在り方を見直すべき。」等と指摘されている。【参考資料P41~43】

(集合住宅におけるサービス提供の適正化)

- 介護サービス事業所の指定を受けていない大阪府内の「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」においては、外部の在宅サービス利用に係る受給者1人当たり単位数が非常に高くなっており、「平成30年度介護報酬改定に向けて実態調査を行った上で、給付の適正化に向けた介護報酬上の対応を検討すべき。」との指摘がある。【参考資料P44~46】

論点

(訪問介護)

- 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準及び報酬について、要介護者に対する生活援助の意義を踏まえ、どう考えるか。
- 「生活援助」のみの利用状況については月31回以上の利用者が一定程度いる中で、身体介護も含めた訪問介護の報酬のあり方について、どう考えるか。
- 集合住宅におけるサービス提供の適正化について、どう考えるか。
- 主として身体介護を行う者と生活援助を行う者の役割分担を進めていくことが重要との意見がある中で、サービス提供責任者の役割や任用要件について、どう考えるか。
- 身体介護における自立生活支援のための見守りの援助について、どう考えるか。また、生活機能向上連携加算の取得状況を踏まえ、リハビリテーション専門職の意見を踏まえた訪問介護の実施について、どう考えるか。